

朝鮮における進士概念の變遷

矢 木 毅

はじめに

- 一 高麗の科擧と進士
 - 二 高麗の國學と進士
 - 三 國學の升補試と齋生
 - 四 朝鮮の生員と進士
- おわりに

はじめに

朝鮮朝の國學を成均館といひ、その經學を以て考試し入學するものを生員、詩學を以て考試し入學するものを進士といふ。⁽¹⁾ もっとも生員・進士といふこの國學生の稱號は、中國史本來の概念から言えば隨分と奇妙な印象を與えているに違いない。⁽²⁾

中國明清時代には、一般に州縣學の學生のことを生員といひ、國學の學生のことを監生という。従つて中國の監生は朝鮮でいう生員であり、逆に中國の生員のこととは朝鮮では校生といつてゐる。⁽³⁾ もちろん監生とは國子監の生員ということであるから、これは中國と朝鮮とで本質的にその用法が異なつてゐるというには當たらないが、それにしても中國明清時代

に科擧試の及第・出身者を意味する進士の稱號が、同時代の朝鮮朝ではどうして國學の學生の稱號として用いられているのであろうか。

中國でも朝鮮でも、科擧制度と學校制度とは相即不離の關係にあり、朝鮮の進士が國學の學生の稱號として用いられているのも、もともとは科擧制度本來の概念から學校制度の概念として變質していったものである。朝鮮の科擧試は高麗朝の光宗九年（九五八）五月に中國人雙翼の建言によって行われたものが最初であるが、この科擧試と國學との關係に着目すれば、從來不明とされていた進士概念の變遷の由來も自ずから説明することができるのではないかと思う。

ただし進士の稱號が科擧試の及第者を意味するのは中國でも嚴密に言えば明清時代に入ってからのもので、高麗の繼受した唐制では未だ及第者のことを進士といっているわけではない。この點を確認するところから出發して、高麗期より朝鮮初期に至る進士概念の變遷の歴史をたどっていくことにしよう。

一 高麗の科擧と進士

進士は科擧試の科目の名稱であり、この科目に應じて尙書禮部の試験を受けるものは、本來誰でも進士と稱することが許されていた。唐制では未だ及第していないものを進士といい、已に及第したものはこれを前進士というのである。⁽⁴⁾このことは顧炎武の『日知錄』などにも指摘されてよく知られていることであるが、高麗でも進士は禮部試の受験生をいい、禮部試に及第したもののことはこれを前進士といっていた。

一男、前國子進士、將仕郎、寧德鎮判官、兼勸農使、良醞令同正、幹方（『韓國金石全文』一九九、隴西李公墓誌）。

右の前國子進士というのは、國子進士として禮部試に赴擧したものが、その及第後に前國子進士と稱しているわけであるが、この李幹方については文宗十年（一〇五六）四月に乙科及第を賜ったことが『高麗史』選舉志に見えており、⁽⁵⁾このことは前進士が禮部試の及第者を意味することの何よりの明證であるといつてよい。この禮部試のことを高麗では東堂とい

い、新しく東堂に及第したものは新及第と稱して前進士の稱號を用いることはまれであるが、たとえ一例にもせよ東堂の及第者を意味する前進士の用例が存在する以上、それに對する進士が東堂の受験生を意味することは、もはや論じらるまでもなく自明の事柄であるといえよう。

高麗の進士には國子進士・太學進士・四門進士・鄉貢進士の區別があり、これは進士それぞれの來歴によつていた。唐制、禮部試に赴くには主として二つの方途があり、その學館によるものを生徒、州縣によるものを鄉貢という。⁽⁷⁾國子監所屬の學館の生徒は國子監によつて、生徒以外の州縣所屬の士人は州縣によつて、それぞれ禮部試の豫備試験が行われ、この豫備試験に合格してはじめて禮部試に赴くことが許される。國子進士・太學進士・四門進士というのは、それぞれ國子監所屬の國子學・太學・四門館の生徒が禮部試に赴く場合の稱號であり、鄉貢進士というのは生徒以外の州縣所屬の士人が禮部試に赴く場合の稱號である。

高麗でも文宗五年(一〇五一)四月、睿宗二年(一一〇七)某月の及第放榜教書には、それぞれ國子進士韓卽由・太學進士某・鄉貢進士李湜などに及第を賜つたことが見えており、⁽⁸⁾これらはその名目通りに解釋すれば、國子學・太學の生徒である韓卽由と某、生徒以外の州縣所屬の士人である李湜などが、それぞれ國子監と州縣による豫備試験に合格して東堂の受験資格——つまりは進士の稱號——を獲得したということになるであらう。

このうち鄉貢については顯宗十五年(一一二四)十二月にその豫備試験の制度が定められているが、それによると州縣の出願者はまず三京・八牧・三都護等の界首官において五言六韻詩一首の試験を受け、次に上京して國子監による更試を受け、それに合格してはじめて東堂に赴學する資格が與えられることになっている。⁽⁹⁾また睿宗十一年(一一一六)十一月には東堂受験の際の出願登録の制度——これを姓名記録、略して録名という——が定められているが、それによると鄉貢進士は前年十二月二十日までに上京し、界首官試での答案などを含めた習作の試賦(行卷)と身上書(家狀)とを提出しなければならぬことになっている。⁽¹⁰⁾顯宗十五年判にいわゆる國子監更試とは、こうした録名に際しての行卷・家狀の審査

のことをいうのであろう。⁽¹¹⁾ これらの審査を終了して、はじめて郷貢の進士には東堂の受験資格が與えられることになるのである。

ところで高麗の郷貢には一つの特色があり、それは主として地方行政の末端を擔う郷吏階層出身の子弟によって占められたので、⁽¹²⁾ 兩班階層出身の子弟は専ら國學によって赴學し、郷吏子弟に立ち交じて郷貢に應じることを忌避していた。郷貢という言葉の響きには、中央の兩班貴族から言つて一種輕蔑のニュアンスが込められているのである。

例えば忠烈朝の宰臣鄭可臣は、その父松壽が郷貢進士というから恐らくは郷吏階層の出身であるが、若き日の鄭可臣は郷里に埋もれることなく學に志して上京し、その際、留學生生活の便宜を得るための手段として、しかるべき貴族の家門に入り婿の口を求めることにした。多少とも才覺のある若者を入り婿に取つて養育し、將來家門の發展に資することは、當時の婚姻慣例としてはむしろ一般的な事柄に屬するが、出身の卑しい鄭可臣にはなかなか入り婿の口がみつからず、ようやくみつかった貧乏貴族の安弘祐すが、

吾貧なりと雖も士族なり。豈に郷貢の子を納るるべけんや。

と見榮を張つて、一旦は取り結んだ婚約を一方的に破棄してしまつたほどである。⁽¹³⁾ 結局鄭可臣はこの安弘祐が他界した後、零落した安家に入り婿になることになるが、もとよりそれは身分違いの結婚であり、兩班貴族の家門にとつては本來郷貢進士の子供などは入り婿の對象とはならなかつたのであろう。

このように郷貢の進士は兩班貴族の意識においては一段劣つた進士であり、それは東堂の受験生という意味では進士であつても本當の意味での進士ではない。兩班貴族にとつての進士はあくまでも國學によって赴學する國學の進士のことであつて、この狹義の進士とは區別して言う場合、郷貢の進士は進士ではなくむしろ貢士などと呼ばれることの方が一般的であつたようである。⁽¹⁴⁾

二 高麗の國學と進士

進士は禮部試の受験生を意味するが、それは狹義には國學によって赴學する國學の進士のことを意味していた。それでは次に、この國學における東堂の豫備試験、いわゆる監試の制度について検討しよう。

高麗朝の國學を國子監といい、この國子監の學舎は成宗十一年(九九二)十二月に建立されたものが最初であるが、高麗初期の國子監は監官・學官の制度を備えるだけで、肝腎の學生を教育する機關としてはほとんど開店休業の状態に甘んじていた。

顯廟中興してより、干戈纒かに息むも、未だ文教に違あらず。……東方學校の興るは、蓋し冲より始まる(『高麗史節要』卷五、文宗二十一年九月條)。

國初、肇めて文宣王廟を國子監に立て、官を建て師を置く。宣宗に至って將に教育せんと欲するも、未だ違あらず。王、經術に銳意し、文風稍く振るう(『高麗史節要』卷八、睿宗十四年七月條)。

前者は崔冲による私學文憲公徒の創設を顯彰するための、後者は睿宗による新國子監の建立を顯彰するための、それぞれ爲にする言辭であるからこれを額面通りに受け取るわけにはいかないが、少々割り引いて考えるにしても、高麗初期における國子監の教育が形骸化していたことは間違いない。⁽¹⁵⁾この形骸化した國子監には、にもかかわらず州縣と同様に東堂の受験生を推薦する権限が與えられており、この東堂の受験生を選抜するための國學における豫備試験の制度として、郷貢の制度が整備された顯宗十五年(一一〇二四)から七年後、徳宗即位年(一一〇三二)閏十月に創設された制度が國子監試、略して監試と呼ばれる制度である。

監試という言葉は後代朝鮮朝においては國學の入學試験——生員・進士試の別稱——として用いられているが、高麗朝の監試はもともとが國學における東堂の豫備試験であり、そのことは監試の合格者に與えられるいわゆる進士の稱號が、⁽¹⁶⁾

本來東堂の受験資格を意味するものであったところからも論理的に導き出されるべき結論である。唐制、國子監所屬の國子學・太學・四門館の生徒は、國子監における豫備試験を経て禮部試へと推薦される制度になっていたが、高麗の監試も恐らくはこの唐制を継受したものであり、國子監に所屬する國子學生・太學生・四門學生は、それぞれこの監試に合格することによって國子進士・太學進士・四門進士として東堂に赴學する制度になっていたのであろう。⁽¹⁸⁾

ところが上述の通り、高麗初期の國子監はほとんど形骸化の極みにあり、國子學生・太學生・四門學生として學籍に登録しているものはいるにしても實際に國學に就學しているものなどはほとんどいない。このため國學の方でも何とか學生を就學させようとして、例えば靖宗二年(一〇三六)七月には生徒は入學後三年に滿たなければ監試に赴くことを許さな⁽¹⁹⁾いというような半ば強制的な就學規定を設けたりなどもしているのであるが、それも裏返して言えば國學の空洞化、即ち國學には就學しないで單にその豫備試験だけを受験しようとするものがかに國學生の大半を占めていたかという狀況を暗示しているかのようなのである。

このように國學という言葉が公教育の制度が形骸化しているなかにあって、ある程度それを補完する役割を果たしていたのが私學十二徒の存在である。十二徒というのは文宗朝の宰臣崔沖の創設した文憲公徒をはじめとして、歴代の儒臣の創設した私學が國子監の監督の下にいわば公認化されたものをいう。⁽²⁰⁾この十二徒では毎年夏になると國子監の監督の下に夏課と稱するセミナーを開き、所屬の生徒を集めて經史の講習や詩賦の競作などを行っているが、この十二徒における教育は形骸化した國子監における教育とは比べものにならないほどはるかに充實したものであり、従つてこの十二徒の教育制度が発達していくと、兩班子弟はそのほとんどが國學ではなくむしろ私學十二徒に就いて科學試の準備教育を受けるようにまでなつてしまつた。⁽²¹⁾⁽²²⁾

こうなると本來監試を経て東堂に赴學することになっている國子監所屬の生徒は、學籍の上ではともかく實態の上ではほとんど存在しないということになつてしまつてしまつが、それでもなお國學においては州縣同様に東堂の受験生を推薦する権限

が與えられており、このため監試の受験資格はその本來の対象である國子監所屬の國子學生・太學生・四門學生にのみ限定されず、廣く國子監の監督の下に運営されている私學十二徒の生徒や地方郷校の生徒にまで次第に擴大されていくようになったらしい。⁽²³⁾なぜと云って國子監所屬の生徒であれ私學十二徒の生徒であれ、それが兩班子弟によって占められているという點では必ずしも本質的な相違は無いからである。

例えば武臣執權期の代表的な文臣である李奎報は、明宗十一年(一一八一)、十四歳の年にはじめて文憲公徒誠明齋に就學し、同年及び翌年の夏課に参加した後、明宗十三年(一一八三)、十六歳の年にはじめて監試に赴いて不合格となっているが、その後明宗十九年(一一八九)五月の監試に二十二歳で合格した李奎報は、翌年六月の東堂に直ちに赴學して及第を果たしている。⁽²⁴⁾この李奎報の事例にも一つの典型として見られるように、このころ兩班子弟は専ら私學十二徒に就いて學習し、國學においては單にその豫備試験だけを受験することによって、東堂の受験資格——つまりは進士の稱號——を獲得していくことになったのである。⁽²⁵⁾

ところで監試に合格したものは、次に東堂に赴學するにしてもその全てが及第するというわけではない。高麗末期の史料ではあるが、『石灘集』附録の恭愍王九年(一二三六〇)十月の東堂及第榜目によると、この年九月の監試に合格したばかりのいわゆる新進士九十九人の内、同年十月の東堂に直ちに赴學して及第したものは、朴啓陽・徐均衡・柳源・李士涓などのわずか四人にしか過ぎず、それ以外の新進士九十五人は、恐らくは東堂に赴學したにもかかわらず落第してしまっているのである。⁽²⁶⁾

これら落第した進士の處遇であるが、これより先、恭愍王六年(一二三五七)三月の監試に合格している鄭夢周は、恐らくは同年四月の東堂には落第してしまつたためであろう、この年恭愍王九年(一二三六〇)十月の東堂には改めて國子進士を以て赴學して及第を果たしている。⁽²⁷⁾これによると落第した進士は次に東堂に赴學するまでの間、形式だけでもせよ國學の學生として附籍されていることになるのであって、だからこそ新進士を以て赴學して落第している鄭夢周は、次

には國子進士を以て赴學することになるのであろう。同榜目中に見える新進士以外の國子進士・大學進士・四門進士についても、それは恐らくは國子學生・太學生・四門學生の中から選抜された進士ではなく、むしろ私學十二徒の生徒などが監試に合格して東堂には落第した後、單に形式だけの稱號として國學の進士を名乗っているものと考えておいた方がよいのではないか。⁽²⁸⁾

こうなると監試の制度は單に國學における東堂の豫備試験であるというだけではなく、もともと國學の學生ではなかった私學十二徒の生徒などにとってはあたかも國學の入學試験であるかのような様相を呈してくる。そもそも國學における東堂の豫備試験であるという以上、監試の受験資格は本來國學に就學している國學生にのみ限定されるべきものであるが、この原則は上述の通り國學教育の形骸化に伴って放棄され、國學生以外の私學十二徒の生徒や地方郷校の生徒などについてもある一定の條件を満たしたものは自由に監試に赴くことが許されるようになっていった。しかし國學生にしろ私學十二徒の生徒にしろ、單に學生であるというだけではその身分的特權を保證するためには十分ではない。例えば國學生の場合には、入學九年にして學問が成就しないものは除籍されてしまうというのが原則である。⁽²⁹⁾ 兩班子弟は假に東堂には落第してしまつた場合にも、その身分的特權だけは維持していくための何らかの中間的な學位の存在を望んでいた。だからこそ監試に合格した進士には東堂及第に準じて國王より放榜・遊街の恩典を賜ることになっているのであつて、⁽³⁰⁾ それは言わば王權から賜る兩班子弟に對する特典として、以後東堂及第に至るまでの學習の權利を保證するための制度とでも位置づけておくことができるであらう。

このように高麗の進士は單に東堂の受験資格を意味しているというだけではなく、國學の進士についてはそれ自體が一つの特權身分として確立しているところに特色があり、一旦この進士の稱號を獲得したものは、それがもともと國學生であれ私學十二徒の生徒であれ、形式の上では改めて國學の學生として附籍され、以後東堂及第に至るまでの學習の權利を保證された一種の特權身分として位置づけられていくことになるのである。⁽³¹⁾

後世、進士が國學の學生の稱號として、監試が國學の入學試験として理解されるように變質してしまふのは、この特權身分としての進士が形式の上では國學の學生として附籍されることになつていたために他ならないが、もとよりそれは形式だけの問題であり、國學教育の形骸化している状況にあつては實際には進士が國學に入學するということはないであらう。⁽³²⁾

三 國學の升補試と齋生

ところで國學の入學試験というものは、もともとが監試とは別個の次元において存在していたものである。

唐制、國子監所屬の國子學・太學・四門館に入學するものは、國子學の學生が文武官三品以上の子弟、太學の學生が文武官五品以上の子弟、四門館の學生が文武官七品以上の子弟などと規定され⁽³³⁾、要するに品官の子弟はその父祖の身分に應じて國子監に入學する生まれながらの權利を認められていたのであるが、この點は恐らくは唐制を繼受した高麗においても同様であつて、事實仁宗朝に式目都監の詳定した學式によると、國子學生は文武官三品以上の子弟、太學生は文武官五品以上の子弟、四門學生は文武官七品以上の子弟などを以てこれに充てることがほほ唐制に準じる形で規定されている⁽³⁴⁾。もとより入學に際してはある程度の學力試験も行われてはいたのであるが、それは未だ入學試験として制度化されるほどには嚴密なものではなく、要するに適正な身分と學力とさえあれば兩班子弟はほとんど自動的に國學に入學することができることになつていたのであらう。⁽³⁵⁾

太學の崔敏庸等七十人、武學の韓子純等八人を取り、七齋に分處す。周易を麗澤と曰い、尙書を待聘と曰い、毛詩を經德と曰い、周禮を求仁と曰い、戴禮を服膺と曰い、春秋を養正と曰い、武學を講藝と曰う（『高麗史節要』卷七、睿宗四年七月條）。

右のように高麗では睿宗四年（一一〇九）七月に太學六齋の制度を創設し、舊來の形骸化した國子監の教育制度を刷新し

て新しく北宋新儒學に基づく經學中心の教育制度を創設しているが、このとき選抜された太學生七十人も、基本的には文武官五品以上の子弟の中からその入學希望者について學力の審査を行ったという程度のことには過ぎなかったのではない。これ以後太學六齋の入學試験については後述する升補試の創設までこれと違って明確な施行記事が残されていないというのも、それが要するに文武官五品以上の子弟を對象とするいわば身分制度に基づく入學制度であったということを暗示しているのであろう。

さてこの睿宗朝以降の新しい國學⁽³⁶⁾では、兩班子弟の入學を促すために科擧制度との關係においても舊來に無い様々な特典を用意しているが、その最も代表的な事例はいわゆる直赴生の制度である。太學の六齋に就學している齋生は、一種の官費學生としてそれぞれ齋舍内での集團寄宿生活を送っているわけであるが、この齋生の學習態度(行)と學習成績(藝)とのいわゆる行藝は、月毎に學生委員(齋長・齋諭)によって記録され(月書)、季月毎に學官(學諭・學正・博士)によって考試される(季考)⁽³⁷⁾。これがいわゆる月書季考であつて、その月書季考による行藝の成績が通年してある一定以上に達すると、齋生は東堂第一場の經義の試験を免除され、第二場ないし第三場の試験から直接に東堂に赴擧することが許されることになつて⁽³⁸⁾いた。

この直赴生の制度は言うまでもなく太學六齋への入學を奨勵するための、いわば利益誘導的な措置として考案された制度に他ならないが、こうした様々な特典が與えられているにもかかわらず、睿宗朝以後にも兩班子弟は依然として國學への就學を忌避している。

そもそも太學六齋の制度を創設したこと自體がそうであるが、睿宗朝という時代は北宋新儒學の影響のもとに、學問の在り方を詩學から經學へと切り替えていこうとした時代であつて、例えば科擧試の考試内容についても國子監の學舍を新設した睿宗十四年(一一一九)には從來東堂第一場に行われていた帖經の試験に替えて新しく經義の試験が採用されて⁽³⁹⁾いる。經義というのは宋制にはじまつた一種の論述問題であり、それは單純に言えば經書の文言を出題してその意義を論述

させるといふものであるが、唐制に行われ、また高麗初期にも行われていた帖經の試験は單なる暗記問題であり、經書の文章の一部を蟲食いにしてそれを埋めさせるといふだけのものであったから、この帖經を廢して經義の試験を行うといふことは、それだけ經學の比重が科擧試において増大したといふことに他なるまい。

ところがこの經學重視の路線は、いわゆる靖康の變(一一二七)によつて中國宋朝との國交が斷絶すると、にわかにならぬ熱氣を喪失し、續く仁宗十七年(一一三九)には禮部貢院によつて早くも詩學の復興を求める改革試案が上奏されるに至っている。それによると舊來東堂ではその合否を決定する第三場において散文體の論策の試験を行っているが、このため韻文體の詩賦の學問が輕んじられて漸く衰退しつつある。そこで東堂第一場には經義、第二場には論策、第三場には詩賦の試験を行うことにして、これを永く格式とすることにしたい。また新國子監の成立以後、東堂第一場には帖經を廢して經義の試験を行っているが、そこでは本經と兼經の二經の經義を出題するために、從來詩學に馴染んできた受験生にとつてはこれが重い負擔となつてゐる。そこで兼經を廢して本經の經義一經のみを出題することにしたい、といふのである。⁽⁴⁰⁾

この禮部貢院による改革試案の後を受けて、毅宗八年(一一五四)五月には新しく科擧式が更定されているが、それによると東堂第一場には論策、第二場には經義、第三場には詩賦の試験を行うことになつており、その合否を決定する第三場にはやはり仁宗朝の禮部貢院の改革試案に沿つて論策ではなく詩賦の試験が採用されている。このころ高麗貴族の學的好尚は依然として經學よりは詩學に置かれていたことが明らかである。⁽⁴²⁾

こうした經學思潮の衰退は、その新教育の實踐の場である太學六齋の制度にも直ちに跳ね返ってくる問題である。高麗貴族の學的好尚が私學十二徒において中心的に擔われている詩學に存在する以上、何も官費で齋生を養つてまで經學を振興する理由はない。そこで仁宗八年(一一三〇)七月には早くもその財政負擔を理由として、御史臺による國子監の撤廢論——太學六齋における齋生の收容を削減、乃至は撤廢すること——が提起されて⁽⁴³⁾おり、それは裁可されるまでには至ら

なかつたものの、そのころ既に國學における財政事情が相當程度悪化しつつあったことを暗示している。經學思潮そのものが衰退していくなかにあつて、國學における財政事情一般までが悪化していったとすれば、その齋舍内において集團寄宿生活を送っている齋生への居處飲食の待遇も當然悪化の一途をたどつていったことであらうし、そうした狀況にあつては富裕な兩班子弟は何かと窮屈な生活を強いられる國學における經學の學習を忌避し、むしろ従來通り私學十二徒に就いて詩學の學習を續けていくことの方が當然の選擇であつたに違いない。

毅宗元年（一一四七）八月に創設されたいわゆる升補試は、他でもないこの兩班子弟の就學忌避に伴う國學齋生の缺員補充のための試験であつて、それは恐らくは本來國學（太學）に入學する身分的資格を持たない六品以下の下級品官の子弟、乃至は郷吏子弟を國學（太學）に升補するための入學試験というものであつたのであらう。

この點で注目に値するのは升補試の考試日程であるが、それは例として東堂放榜の後に行われ、⁽⁴⁴⁾従つて東堂に赴學するために全國から上京してきた郷貢は、東堂落第後になおかつ國學への入學を希望するのであれば、そのまま升補試に赴くことができるようにその考試日程が配慮されているのである。例えば忠烈王十二年（二八六）の升補試に首席で合格している郷貢進士の權然⁽⁴⁵⁾は、恐らくはまず郷貢進士を以て同年十月の東堂に赴學して落第し、この落第したことを受けて改めて國學に入學すべく升補試に赴試して合格しているのであつて、この權然のように郷吏子弟がまず郷貢を以て東堂に赴學し、東堂落第後に升補試に合格して國學に入學していくという事例も決して少ない數では無かつたのではないか。

このように下級品官の子弟、乃至は郷吏子弟が新しく升補試によつて國學に入學してくるようになる、高麗後期以降の國學齋生はその本來の入學生である文武官五品以上の子弟よりは、むしろそれ以下の下級品官の子弟、乃至は郷吏子弟の方がその大半を占めるようになってくる。事實、高麗末期の榜目史料などから判斷する限りでは、國學齋生を以て赴學して及第しているものはそのほとんどが下級品官層の子弟である。⁽⁴⁶⁾

こうなると國學において經學を學習するということは、どちらかというところと地方出身の貧乏學生のための學問ということ

になるのであって、實際、幅廣い教養と洗練された感性とを必要とする詩學に對し、極限られた篇數の經書のみを取り扱ふ經學はその低俗化した局面においては貧乏學者向きの偏狹な學問といった側面を持っている。高麗貴族の子弟がそうした田舎學生に立ち交じて國學に就學することを忌避するようになっていくのも當然であろう。

升補試の創設は、身分制度に基づく入學制度を打ち破つて學力考査による入學制度を打ち立てたという點においては確かに劃期的な意義を持っているが、それは直接には國學制度の發展を意味するものではなく、むしろ國學教育の形骸化をこそ物語るものであったのである。

四 朝鮮の生員と進士

上述の通り、高麗朝の國學は極一時期を除いては概して低迷不振の状態に置かれていたが、それは高麗貴族の學的尙好が私學十二徒を中心とする詩學の學問に置かれていたこととほとんど表裏一體の關係にある。ところが十四世紀以降、元朝科擧試の創設を契機として高麗國にも漸く朱子學の學風が浸透していくと、⁽⁴⁷⁾この朱子學に基づく新しい經學の學問は高麗末の改革派の官僚層によって一種の政治的イデオロギーとして採用され、舊來の詩賦を中心とする科擧試の制度は次第に策問を中心とする經學重視の考試内容によって置き換えられていってしまう。⁽⁴⁸⁾高麗末より朝鮮朝に至る革命は、科擧制度・學校制度の側面においては經學專尙の路線を確立することを意味していた。

ではその革命を成し遂げた朝鮮朝の新しい科擧式であるが、太祖四年（一三九五）十二月に詳定された朝鮮朝の新しい科擧式は、その詳しい内容が『太祖實錄』には記載されず、かえつて『世宗實錄』十二年八月庚寅條、十七年九月乙未條、二十三年七月乙卯條などに引用された『經濟六典』の佚文によって傳わっている。それによると東堂に赴くものはまず京中の成均館と漢城府、外方の各道觀察使によってそれぞれに地方の豫備試驗（館試・漢城試・郷試）を行い、この豫備試験に合格したものは中央の本試験（會試）に赴いて三十三人を試取し、この三十三人が最終試験（殿試）に赴いて及第の

順位を決定することになっている。⁽⁴⁹⁾ 郷試・會試の各段階では、その第一場に講經⁽⁵⁰⁾、第二場に詩賦、第三場に策問の試験を行うことになっているが、それが詩學よりは經學を重視する内容のものであることは、その合否を決定する第三場に詩賦の試験ではなく策問の試験を行っているところからも容易に想像することができるであろう。

このうち國學によって赴舉するものは、舊來の豫備試験（監試）が國學生以外の私學十二徒の生徒や地方郷校の生徒であつても自由に赴くことのできるいわば開かれた豫備試験の制度であつたのに對し、新しい豫備試験（館試）は國學に就學している正規の國學生でなければ受験することのできない純粹に學内のみの豫備試験として位置づけられ、従つてあらかじめ生員試に合格している生員でなければこの館試によつて會試に赴くことはできないことになっている。生員試というのとはもととは高麗朝の升補試から發展したものであるが、この升補試が詩賦・經義の試験によつて行われていたのに對し⁽⁵¹⁾、上述の太祖四年（二三九五）十二月の科擧式詳定の際には生員試については經義・書疑の試験のみを採用すること⁽⁵²⁾を規定しているの、これ以後兩班子弟が従來通り國學によつて東堂に赴擧しようとするのであれば、舊來の詩學の學問を切り替えてまず經學の初歩を修め、この生員試を受験してかからなければならぬことになつたのである。

朝鮮朝ではこうした生員試の受験を獎勵するために、生員の身分をかつての進士に準じて一種の特權身分として格上げし、生員試に合格した生員にはかつての進士と同様國王より放榜・遊街の恩典を賜ふことにした。⁽⁵³⁾ それは言い換えれば生員の身分が單なる學生としての身分ではなく、かつての進士に準じて東堂及第に至るまでの學習の權利を保證された一種の特權身分として位置づけられたということを意味している。この結果、朝鮮朝に入ると生員試の受験生は物凄いい勢いで増大し、高麗末には一百餘人程度にしか過ぎなかつたものが、世宗十三年（一四三二）當時にはほとんど四五千人規模にまで達して⁽⁵⁴⁾いた。これより先、太宗十四年（一四一四）正月には生員試においても新しく郷試・會試の二段階選抜の制度が採用されており、この生員試郷試の施行によつて生員試の受験機會は地方在住の下級品官層の子弟や郷吏階層の子弟にまで幅廣く開放されていくことになつたのである。⁽⁵⁵⁾

ところがこうした受験生の増大にも拘わらず、生員試に合格した生員は實際には國學に就學することを忌避していた。朝鮮朝の國學はその成均館の學舎が太祖七年（一三九八）七月に現在の明倫洞三街一番地に建立されたものが最初というが、初期の王京は漢京（漢城）から松京（開城）へ、松京から漢京へと遷轉して定まらず、この兩京往復の混亂の中にあつて國學の整備は打ち捨てられ、三年毎に毎回一百人の生員を試取しながら實際に國學に就學している生員は未だ數十人にも満たなかつたといわれている。⁽⁵⁶⁾ 富裕な兩班子弟は居處飲食の不備を嫌つて國學への就學を忌避し、地方出身の兩班子弟も何のかのと理由をつけては郷里に引きこもっていつてしまふものが多い。眞面目に寄宿生活を送っているのは郷吏子弟その他の地方出身の貧乏學生ばかりであるが、その貧乏學生すら寒々とした宿舍で往々リューマチに罹つてしまひ、結局だれもが國學への就學を忌避するというあり様であつたのである。⁽⁵⁷⁾

そこで國學の方でも何とか生員を就學させようとして、太宗十七年（一四一七）閏五月には居館圓點の法という半ば強制的な就學規定を設けたりなどもしているのであるが、それによると就學日數三百日未滿の生員は、館試はもとより漢城試・郷試にも赴くことができないうことになつてゐる。⁽⁵⁸⁾ しかしこの圓點の法は概して生員階層には評判が悪く、このため世宗朝に入ると圓點の法にも何のかのと口實をつけた様々な例外規定が設けられていくようになるのであつて、例えば服喪・侍親などの眞にやむを得ない事情によつて國學に就學できないものは、圓點三百日未滿のものであつても漢城試・郷試には赴くことが許されるようになってゐる。⁽⁵⁹⁾ こうした例外規定は就學を忌避する生員階層にとつては恰好の隠れ蓑として悪用され、その結果本來三百日の就學日數を滿了して國學による豫備試験（館試）に赴くべき生員は、かえつて就學日數を滿了しないまま州縣による豫備試験（漢城試・郷試）に赴くものの方が一般的になつていつてしまふのである。

こうした生員身分の形骸化⁽⁶⁰⁾は、一つには生員試の考試日程が太宗元年（一四〇二）三月以降、東堂の後日程から前日程へと變更されたことによつても著しく促進されていつた現象であるように思う。⁽⁶¹⁾

そもそも生員試に合格した生員は、一旦國學に入學して約三年後に行われる東堂への赴學に備えるというのが原則であ

って、いわゆる居館圓點の法においてもこの三年間に三百日、一年當たり一百日の就學を要するというのが一應の目安となつて⁽⁶²⁾いる。ところが生員試が東堂の前日程に行われる制度に變つてみると、わざわざ三年後の東堂を待たなくてもすぐ直前の東堂に赴學することが日程の上では可能となるのであつて、事實、太宗元年（一四〇一）二月に生員試の考試日程が東堂の前日程に變更されて以後は、東堂の豫備試験の一つである漢城試には生員試に合格したばかりのいわゆる新生員が擧つて受験するようになっており、このため漢城試では新生員の受験を見越してその合格者定員を増廣しているほどである。⁽⁶³⁾太宗十四年（一四一四）二月の生員試に合格し、同年三月に新生員を以て赴學して及第している趙瑞康⁽⁶⁴⁾なども、恐らくはこの漢城試によって會試・殿試へと赴學していったものの一人であらう。

このように生員試の合格者が國學に入學するより先に直ちに漢城試によって東堂へと赴學していく事例が一般化する、本來國學の入學試験であるべき生員試は、あたかも東堂の豫備試験であるかのような錯綜した様相を呈してくる。本來州縣による豫備試験である漢城試には、生員試に合格した生員でなければこれに赴試することができないというわけではないが、その難易度から言つて大體生員試にすら合格できないようでは漢城試に合格することはおぼつかず、逆に生員試にさえ合格しておけばたとえ漢城試やその先の會試には落第しても、以後國學に附籍された一種の特權學生として東堂及第に至るまでの學習の權利だけは保證されていくことになるのであるから、要は國學に入學する考えの初めから無いものであつてもこの特權身分のみを目指して取り敢えず生員試を受験し、その上で漢城試に赴くというのが實情であらう。

このように國學教育の實態から遊離してしまつた生員概念は、單なる特權學生の稱號として見ればかつての進士の概念と極めて類似した存在であり、事實世宗朝に入ると居館圓點の法の形骸化に伴つて生員の國學への不就學はほとんど常態と化してしまい、むしろそのことを前提として單なる特權身分としての生員の合格者定員を増廣しようとする議論⁽⁶⁵⁾乃至は經學を以て試取する生員試とは別枠に、朝鮮朝に入つて撤廢されていた詩學を以て試取する監試を復活させることによつて、生員試額の狭小を打開しようとする議論⁽⁶⁶⁾が堂々と提起されるようになってくる。居館圓點の法の精神とは全

く相反する方向の議論である。

世宗二十年（一四三八）二月、朝鮮朝の進士試は新しく生員試の別枠として創設され、經學を以て試取する生員一百人と、詩學を以て試取する進士一百人の、合わせて二百人を國學の學生として選抜する制度が開始された。以後進士の概念は國學の學生の稱號として定着することになるのだが、それは生員試本来の意圖である國學の入學者定員の増大というよりは、むしろ國學教育の實態から遊離した單なる特權學生としての身分の擴大であった點を見逃してはなるまい。

おわりに

朝鮮朝の進士試は世宗二十年（一四三八）二月、同二十三年（一四四一）二月の二回にわたって施行され、世宗二十六年（一四四四）二月には一旦不正考試が發覺して撤廢されてしまうのだが、續く文宗朝一代にわたっての贊否兩論の激論の末、魯山君元年（一四五三）二月には再び施行されて以後恆式として定着する。

復活した進士試はかつての東堂の豫備試験ではなく、生員試の別枠として行われる國學の入學試験であり、従って進士試に合格した進士は本來生員と並んで國學に入學していくのが本當であるが、既にして生員そのものが國學への就學を忌避し、一種の特權學生としてその身分的特權のみを享受している存在にしか過ぎない以上、その生員の別枠として位置づけられた進士が同じく形式だけの國學生にしか過ぎないことは、もはや論じるまでもなく容易に想像することができであろう。⁽⁶⁷⁾ 朝鮮朝歴代の興學政策にも拘わらず、生員・進士のほとんどは結局國學に就學することはなかったのである。⁽⁶⁸⁾

そもそも高麗朝の監試は國學における東堂の豫備試験であり、その受験資格は本來國學に就學している國學生にのみ限定されるべきものであるが、國學教育の形骸化に伴ってその原則は放棄され、國學生以外の私學十二徒の生徒や地方郷校の生徒などもある一定の條件を満たしたものはだれでも監試に赴くことが許されるようになっていった。そうして一旦この監試に合格したものは、一種の特權學生として以後東堂及第に至るまでの學習の權利を保證されていくことになってい

る。この狹義の進士は形式の上では國學生として附籍されることになっており、このことから監試は國學の入學試験として、進士は國學の學生の稱號として意識されるように變質していったのであろう。

これに對して朝鮮朝の生員試はもともとが國學の入學試験であり、生員試に合格した生員はすべて國學に入學することが原則となっていた。ところが實際には國學教育の形骸化に伴って、生員はそのほとんどが國學への就學を忌避するようになってしまい、本來國學に就學して國學による豫備試験(館試)に赴くべき生員は、かえって國學に就學することなく州縣による豫備試験(漢城試・郷試)に赴くことの方が一般的になってしまふ。

このように國學教育の實態から遊離してしまつた生員の内容は、東堂及第に至るまでの學習の權利を保證された一種の特權學生の稱號として見れば、かつての進士の概念と極めて類似した存在であり、だからこそ生員の概念と進士の概念は、形式だけの國學生というその一點において結合していくことになるのであろう。

朝鮮における進士概念の變遷は、そうした意味では國學教育の形骸化の歴史であつたといつても過言ではあるまい。

註

(1) 『禮記』學記に「古之教者、家有塾、黨有序、國有學」とあり、國學とは天子の都する所、及び諸侯の國中の學を謂う(陳注)。本稿では國子監・成均館の別稱としての國學という言葉を用いる。

(2) 生員・進士の定義(明・董越撰『朝鮮賦』)

士養以類定員、身寄二齋者、皆食二時之稍(成均館常養五百人。每三歲、以明經取者、謂之生員、以詩賦取者、謂之進士。又自南中東西四學升者、謂之升學。四學避北不致名、尊朝廷也。生員・進士居上齋、升學居下齋。生員・進士須殿試中者、乃謂之式年、乃入官、否則仍養於

成均館。式年、每三歲、止取三十三人)。……成均國學、負山枕淮、前後殿堂、左右庭階(聖殿在前、明倫堂在後、四學分東西)。官有大小司成、徒有上下寄齋(生員・進士居者曰上齋、升學居者曰下齋。生員即三歲以明經取者、進士即以詩賦取者、升學即民間俊秀也。又謂之寄齋)。

(3) 校生の定義について、『事大文軌』卷二十三、第十八葉裏の註には「校生、即中國生員」と見えている。思うに校生とは郷校生徒の略稱である。

(4) 『唐國史補』卷下(唐・李肇撰)

得第謂之前進士。

『日知錄』卷十六、進士（明・顧炎武撰）

進士、即舉人中之一科。其試於禮部者、人人皆可謂之進士（唐人未第稱進士、已及第則稱前進士）。

(5) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、凡選場、文宗十年四月條

尙書右僕射李令幹、知貢舉、取進士。覆試、賜乙科李幹方等二人、丙科四人、同進士七人、恩賜二人、明經四人及第。

(6) 前進士についてはこの他にも、「前進士申克貞」（『東文選』

卷八十三、萬徳山白蓮社靜明國師詩集序、林桂一撰）、「父、前進士中善」（『東文選』卷一百一、裴烈婦傳、李崇仁撰）などの用例が指摘できる。

(7) 『新唐書』卷四十四、選舉志上

唐制、取士之科、……由學館者曰生徒、由州縣者曰鄉貢、皆升于有司而進退之。

(8) 『東人之文・四六』卷六、教書、及第放榜（辛丑）、金成概、又、金富弼。

なお、前者は李子淵が知貢舉であるから文宗五年のもの（辛丑は辛卯の誤り）、後者は任懿が知貢舉、朴景緯が同知貢舉であるから睿宗二年のものであろう（『高麗史』選舉志による）。

(9) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、顯宗十五年十二月條

判。諸州縣千丁以上、歲貢三人、五百丁以上二人、以下一人、令界首官試選、製造業則試以五言六韻詩一首、明

經則試五經各一机、依例送京、國子監更試、入格者、許赴舉、餘並任還本處學習。如界首官、貢非其人、國子監考覈科罪。

なお右の歳貢額は唐制を継受したものであり、『唐令拾遺』選舉令第十一には「諸貢人、上州歳貢三人、中州二人、下州一人。必有才堪者、不限其人數。具申送之日、行鄉飲酒禮。牲用少年、歌鹿鳴之詩」と見えている。

(10) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、睿宗十一年十一月條

判。諸業舉人、十一月始、明經爲先、選取。進士則明年二月、晝夜平均時選取。諸生行卷・家狀、及試官差定諸事、都省及樞密院・國子監、敬稟施行。諸業初舉、及一度停舉者、依式問覈。連次赴舉者、只考家狀・痕瑕、赴舉。遭父母喪者、屬部坊里典、及本鄉其人・事審官處、問覈。二十七朔已滿、則考家狀・痕瑕、赴舉。凡姓名記錄、進士則限十二月二十日（家狀・行卷）終、明經以下、則限十一月終、限外雜暇已滿者、及因公出使、限內不及上京者、試日爲限、「家狀・行卷」修送貢院。

なお原文では「家狀・行卷」の語が（ ）の位置にあるが、「一」の位置の錯簡であろう。

(11) 拙稿「高麗官僚制度の概観」（『東洋史研究』第四十九卷第一號）において、私はこの國子監更試を後述する國子監試と同一のものと考えていたが、この見解は取り下げたい。

(12) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、文宗二十年十月條に、

「判。各州縣副戸長以上孫、副戸正以上子、欲赴製造・明經業者、所在官、試貢京師、尙書省・國子監、審考所製詩賦、

違格者、及明經不讀一二机者、其試貢員、科罪。若醫業、須要廣習、勿限戶正（副戶正）以上之子、雖庶人、非係樂工雜類、並令試解」とあり、これによって郷貢が主として郷吏階層の子弟（副戸長以上孫、副戸正以上子）によって占められていたことがわかる。また高麗末期の史料ではあるが、『石灘集』附録の文科及第榜目には、郷貢進士金承遠の名前が見えており、その父・祖・曾祖・外祖のいわゆる四祖はいずれも郷吏（戸長）であるから、これが典型的な郷貢の進士である。

(13) 『高麗史』卷一百五、鄭可臣傳

鄭可臣、字獻之、初名興、羅州人。父松壽、郷貢進士。可臣、生而穎悟、讀書作文、頗爲時輩所推。嘗隨僧天琪來京、貧窮無依、寄食天琪。天琪憐之、求贖富家、無應者。太府少卿安弘祐、許之。約既定、後悔曰「吾雖貧士族、豈可納郷貢子。」未幾、弘祐死、家日貧、乃許。天琪執可臣手、徒步而往。一老嫗迎門、然薪照之、草屋數間而已。天琪歸且哭曰「噫、鄭生、至於此耶。」……

(14)

『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、仁宗十八年閏六月條に、「中書門下奏、明法業、但讀律令、其登科甚易、且於外敍、必六經州牧、實爲出身捷徑、緣此、兩班子弟及貢士、求屬者漸多。製述・明經兩大業、及醫・卜・地理業、國家所不可廢、而今赴學者少。今後明法業出身者、清白爲公、政譽著聞、方許擢用、仍禁貢士求屬是業」とあり、ここでも兩班子弟と貢士とが、その出身階層の違いからはっきりと區別して意識されていることがわかる。

(15)

『高麗史』卷八十一、兵志一、兵制、靖宗八年條に「判國子監諸業學生、年壯不成才者、充光軍」とあり、また『高麗史節要』卷五、文宗十七年八月條に「制。國子監諸生、近多廢業、訓導不至、責在學官。自今精加勉勵、至年終、當校臧否、定去留。儒生在監九年、律生六年、荒味無成者、並令屏黜」とある。従って高麗初期の國子監においてもその教育活動が全く行われていなかったというわけではない。

(16)

『世宗實錄』十年四月戊戌條
成均司成鄭坤、上書曰、……前朝取士之法、在文科之前者、曰監試、試以詩賦、號曰進士。

『韓國金石全文』三六一、吳元卿墓誌

赴成均試、得進士名（成均試は監試の別稱）。

『東文選』卷一二三、崔瀼、故密直副使致仕朴公墓誌

嗚呼、公之次子仁祉、在大德六禩（一三〇二）、嘗與予

同舉司馬試、爲進士、距今三十有四年矣（司馬試は監試の別稱）。

(17)

『唐六典』卷二十一、國子監

丞掌判監事、凡六學生、每歲有業成上于監者、以其業、與司業・祭酒試之。明經、帖經口試、策經義。進士、帖一中經、試雜文、策時務、徵故事。其明法・明書・算、亦各試所習業。登第者、白祭酒、上于尚書禮部。

(18)

進士という言葉はもともと『禮記』王制に見えており、ここでは國學の責任者（大樂正）が國學生（造士）のなかからその秀者を選び、任官の責任者（司馬）に宛てて任官候補生（進士）として推薦することになっている（大樂正、論造士

之秀者、以告于王、而升諸司馬、曰進士。これになぞらえていえば國子學生・太學生・四門學生は進士に當たり、國子進士・太學進士・四門進士は進士に當たることになるのであって、だからこそその進士を選抜する監試のことを、高麗では『禮記』王制にちなんで司馬試とも別稱していたのである。

- (19) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、靖宗二年七月條
判。生徒入學滿三年、方許赴監試。

- (20) 『高麗史』卷七十四、選舉志、學校、私學

凡私學。文宗朝、太師・中書令崔冲、收召後進、教誨不倦。青衿白布、填溢門巷、遂分九齋、曰樂聖・大中・誠明・敬業・造道・率性・進德・大和・待聘、謂之侍中崔公徒。……自後凡赴學者、亦皆號名九齋籍中、謂之文憲公徒。又有儒臣立徒者十一。曰弘文公徒、侍中鄭倍傑、一稱熊川徒。曰匡憲公徒、參政盧旦。曰南山徒、祭酒金尚賓。曰西園徒、僕射金無滯。曰文忠公徒、侍中殷鼎。曰良愼公徒、平章金義珍、一云郎中朴明保。曰貞敬公徒、平章黃瑩。曰忠平公徒、柳監。曰貞憲公徒、侍中文正。曰徐侍郎徒、徐碩。曰龜山徒、未詳。并文憲公冲徒、世稱十二徒。然冲徒最盛。

- (21) 『高麗史』卷七十四、選舉志、學校、私學

每歲暑月、借僧房、結夏課。擇徒中及第、學優才臚而未官者、爲教導。其學則九經三史也。閒或先進來過、乃刻燭賦詩、榜其次第、呼名而入、仍設酌、童冠列左右、奉樽俎、進退有儀、長幼有序、竟日酬唱、觀者莫不嘉嘆。

なおこの夏課は僧房を借りて行われているところからも想

像できるように、佛教でいう夏安居の制度にならったものであろう。

- (22) 『高麗史』卷七十四、選舉志、學校、私學

衣冠子弟、凡應學者、必先肄徒中而學焉。

- (23) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、仁宗二十年二月條に

「判。東堂・監試、赴學諸生、須赴冬夏都會、許錄姓名。在外生徒、各於界首官郷校都會、給狀赴試」とあり、このころ私學十二徒の生徒や地方郷校の生徒にまで監試の受験資格が擴大されていたことがわかる。右の「諸生」が主として十二徒の生徒を意味することは、『高麗史』卷七十四、選舉志、學校、私學、仁宗十一年六月條に「判。各徒儒生、背會受業師、移屬他徒者、東堂・監試、毋得許赴」とあることによっても明らかである。なお私學十二徒の生徒や地方郷校の生徒が監試に赴く場合には、仁宗二十年判に見られるように豫め都會(夏課)に参加してその成績證明を得ておくことが必要とされていたが、その都會に参加するためにもある一定の就學条件があり、これについては『高麗史』卷七十四、選舉志、學校、仁宗十七年六月條に「判。東堂・監試後、諸徒儒生、都會日時、國子監知會、使習業、五十日而罷、曾接寺三十日、私試十五首以上製述者、教導精加考覈、各其名下、注接寺若干日、私試若干首、論報、方許赴會、諸徒教導、不離接所勸學者、學官有闕、爲先填差、以示褒獎」と見えてゐる。

- (24) 『東國李相國文集』年譜(嗣子李涵撰)

- (25) この他、十二徒から監試に赴いた事例としては、例えば李

勝章が文憲公徒率性齋に屬籍し、毅宗二十一年（一一六七）、金教中の榜下に監試に合格した事例（『韓國金石全文』三八九、李勝章墓誌）などが挙げられよう。

(26) 『石灘先生集』巻下、附録、文科及第榜目、『高麗史』巻七十三、選舉志、科目、凡選場條、巻七十四、選舉志、國子監試、凡國子試之額條、などの統計による。なお榜目に見える新進士は次の通り（四祖略）。

新進士、前保勝散員朴啓陽、年十九、本密陽。

新進士、徐均衡、年二十一、本大丘。

新進士、柳源、年三十、本晉州。

新進士、李士涓、年十九、本龍駒。

(27) 鄭夢周が恭愍王六年の監試に合格したことは『高麗史』巻一百十七の本傳には見えていないが、『圃隱集』巻四の咸傳林撰行狀に見えている。

(28) 榜目に見える國子進士・太學進士・四門進士は次の通り（四祖略）。

國子進士、鄭夢周、年二十四、本延日。

國子進士、林樸、年三十四、本吉安。

國子進士、白君瑛、年二十七、本平山。

國進、修職郎、樞密院堂後官金諤、年二十二、本樂安。

國子進士、李躡、年二十三、本慶州。

國進、宣德郎、義盈庫副使、金君鼎、年二十五、本善州。

國子進士、都評議知印、宋允卿、年二十七、本延安。

國子進士、宣德郎、尙衣奉御、李仁敏、年三十一、本京山。

國子進士、肅雍府行首、別將、金濟、年二十三、本清道。

國子進士、鄭天麟、年三十一、本瑞山。

國子進士、前倉庫都監判官、許遜、年二十四、本陽川。

國子進士、李存悟、年二十、本慶州。

國子、宣德郎、監察、御史李仁範、年二十一、本德水。

國子進士、郭樞、年二十三、本清州。

國子進士、尹德麟、年三十二、本威安。

太學進士、金質、年三十、本慶州。

太學進士、金慶生、年二十七、本尙州。

四門進士、內侍、直長同正李子庸、年三十一、本永州。

(29) 『高麗史節要』巻五、文宗十七年八月條（再掲）
制。國子監諸生、近多廢業、訓導不至、責在學官。自今精加勉勵、至年終、當校臧否、定去留。儒生在監九年、律生六年、荒味無成者、並令屏黜。

なお『唐六典』巻二十一、國子監、主簿條に、「主簿、掌印、勾檢監事。凡六學生、有不率師教、則舉而免之。其類三年下第、九年在學、及律生六年、無成者、亦如之」とあり、右の文宗十七年制はこの唐制を繼受したものである。

(30) 『高麗史』巻六十八、禮志十、嘉禮、東堂・監試放榜儀。

(31) 監試に合格した進士が單なる東堂の受験生ではなく、それ自體一つの特權身分として確立しているとすれば、例えば郷貢の進士が界首官試に合格して既に東堂の受験資格を獲得しているにもかかわらず、重ねて監試を受験する慣例のあったことも合理的に説明することができるのではないかと思う。

『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、睿宗五年九月條に、「判。製述・明經・諸業新學者、屬國子監三年、仕滿三百日者、各業監試、許赴。西京則留守官選上、鄉貢則東南京・八牧・三都護等界首官、依前式、試選申省」といういささか難解な規定があり、私はこれを「製述・明經・諸業新學者」（鄉貢）と「屬國子監三年・仕滿三百日者」（生徒）とのそれぞれに監試の受験を認めるものと解釋するが、これは郷貢が必ず監試に赴かなければ東堂に赴學できないということではなく、東堂の受験と平行して監試を受験することも認められているということとして理解したい。なお朝鮮朝でも文科郷試に合格したものは、上京した際にまず監試（生員試）を受験し、その上で文科會試を受験することが慣例となっていたが（『太宗實錄』五年三月庚子條）、これも監試に合格しなければ會試に赴學することができないということではなく、會試の受験と平行して監試を受験することも認められていたということである。

(32) 後述する睿宗朝以降の國學では、太學六齋の創設によって國學教育の刷新が圖られたので、このころの墓誌史料を見ると、なるほど監試合格後に國學（太學）に入學したという經歷を持つものも少なくはない（『韓國金石全文』三〇七、金存中墓誌、三九二、柳公權墓誌、四一一、金沖墓誌、四一八、金允濟墓誌、等）。しかしそれは恐らくは監試に合格し、東堂に落第した後に國學に入學するということであって、監試に合格したと國學に入學することとは直接に結び附いているというわけではないのではないか。例えば金沖墓誌に

は「十六歳、登司馬試、俄選入太學」とあり、司馬試（監試）に合格することと選ばれて國學（太學）に入學することとはあくまでも別次元の問題であったことを暗示しているかのようにある。

(33) 『唐六典』卷二十一、國子監、國子博士
國子博士、掌教文武官三品已上及國公子孫、從二品已上
曾孫之爲生者。……

『唐六典』卷二十一、國子監、太學博士
太學博士、掌教文武官五品已上及郡縣公孫、從三品曾孫之爲生者。……

『唐六典』卷二十一、國子監、四門博士
四門博士、掌教文武官七品已上、及侯伯子男子之爲生者、若庶人子爲俊士生者。……

(34) 『高麗史』卷七十四、選舉志、學校
仁宗朝式目都監詳定學式。國子學生、以文武官三品以上

子孫、及勳官二品帶縣公以上、并京官四品帶三品以上勳封者之子、爲之。太學生、以文武官五品以上子孫、若正從三品曾孫、及勳官三品以上有封者之子、爲之。四門學生、以勳官三品以上無封、四品有封、及文武官七品以上子、爲之。三學生、各三百人、在學以齒序。……

(35) 『高麗史』卷九十四、李周佐傳に、「李周佐、慶州人。家世單微、幼聰悟。左僕射李成功、留守東京、一見器之、及還、携至京、使隸國學、穆宗朝、登第、調尙州牧記室參軍事、拜監察御史」と見えているが、この李周佐が國學に入學するに當たつて必要とされていたのは恐らくは左僕射李成功

による身元保證だけでなく、事々しく入學試験が行われていたように思われない。

- (36) 國學とは國子監の別稱であるが、このころの墓誌史料では國子監のことを専ら太學と稱している。嚴密に言うと教育行政機關である國子監のもとに所屬する學校の一つが太學であるが、太學以外の學校はほとんど形骸化して存在していないので、結局國子監と太學とはほとんど同一のものであると言つてしまつてもよいであらう。

- (37) 高麗の月書季考については記録がないので、とりあえず宋制を参照しておく。

『宋會要輯稿』第七十五冊、職官二十八、國子監、哲宗正史職官志

凡諸生之隸于太學者、分三舍、齋長・諭、月書其行藝于籍、行誦率教不戾規矩、藝謂治經程文。季終考於學諭、十日考于學錄、二十日考于學正、三十日考于博士、又三十日考於長貳、歲終取外舍生百人、內舍三十人、校定奏聞、以俟覆試、視其校定之數、參驗而敘進之。凡私試、五月經義、仲月論、季月策。公試、初場以經義、次場以論策。試上舍、如省試法。凡內舍行藝、與所試之等、俱優者、爲上舍上等、取旨、命以官、一優一平爲中、留俟殿試、一優一否、或俱平、爲下、留俟省試。惟國子生、不預考選。

なおこの月書季考という言葉は國學にまつわる一種の成語として、このころの高麗の墓誌史料にも二三の用例が見えてゐる(『韓國金石全文』三三四、李公升墓誌、三七一、晉光

仁墓誌、三九二、柳公權墓誌、等)。

- (38) 『高麗史』卷七十四、選舉志、學校、仁宗十三年條

判。國學諸生、四季私試、通考分數、直赴科場。大寒・大熱兩朔、免試。

『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、仁宗十四年八月條

中書門下奏、國學諸生、行藝分數、十四分以上、直赴第三場、十三分以下、四分以上、赴詩賦場。

同、毅宗八年五月條

更定、初場、送試論・策、中場試經義、終場試詩賦。又國學生、考以六行、積十四分以上者、許直赴終場、不拘其額、仍除三場連卷法。

なお仁宗十三年の記事と同十四年の記事とは史料の系統を異にするだけで、あるいは同一の事柄を二つに分岐して記述しているだけであるのかもしれない。直赴生の事例としては、例えば『東文選』卷八十三、「萬德山白蓮社靜明國師詩集序」(林桂一撰)に、「擧秀士、入賢關、以直赴第一生、失意春官」と見えている。その他、崔褒抵(『韓國金石全文』二七二)、崔褒抵廟誌)、李文鐸(同三五九、李文鐸墓誌)なども直赴生の事例として擧げられよう。

- (39) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、睿宗十四年條

東堂始用經義。

- (40) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、仁宗十七年十月條

禮部貢院奏、范仲淹云、先策論以觀其大要、次詩賦以觀其全才、以大要定其去留、以全才升其等級、斯擇才之本、致理之基也。我朝製述業、於第三決場、送試策論之

無着韻偶對者、因此詩賦學、漸爲衰廢。今後初場試經義、二場論策相遞、三場詩賦、永爲格式。且國學末立前、初場試以貼(帖)經、立學以後、兼試大小經義、舉子難之。今後除兼經義、只試本經義。

(41) 『高麗史節要』卷十一、毅宗八年五月條

更定科舉法。初場迭試論策、中場試經義、終場試詩賦。

又國學生、考以六行、積十四分以上者、許直赴終場、不拘其額、又除三場連卷法。

(42) これについて宋人の徐兢は「大抵以聲律爲尙、而於經學未甚工、視其文章、髣髴唐之餘弊云」(『宣和奉使高麗圖經』卷四十、同文、儒學)と言っている。

(43) 『高麗史節要』卷九、仁宗八年七月條

國學諸生、詣闕上書曰「臣等竊聞。御史臺奏。國學養士太多、供給甚費、請簡留行修業者若干人、餘悉出之。

臣等上爲國家惜之。夫崇學育才、乃理國之本、自三代而下、先王之政、必以是爲先務焉。蓋知所本也。昔我孔子、雖不得位、周流四方、猶養三千之徒。唐韓文公、論守潮州、潮下州也、猶曰、州學廢、久不聞業成貢于王庭、亦郡之恥也。乃命趙德秀才、掌州學、以聚生徒、出已俸以給廚饌。況我國家、奄有三韓、既富而庶、興學校、育人材、風俗文物、一變而至道。今國學生徒、其數不過二百人、有可以爲費財、而欲削之、豈吾君尊道崇儒之意歟。且佛氏寺觀、周遍中外、齊民逃役、飽食逸居者、不知其幾千萬焉。有司曾不是思、而反欲誦補世之道、非公言至論也。願陛下、却而不用。」從之。

(44) 『世宗實錄』十年四月戊戌條に「成均司成鄭坤、上書曰、

……前朝取士之法、……在文科之後者、曰升補試、試以疑義、號曰大賢」とあり、このことは『高麗史』選舉志に記録された實際の考試日程に照らしても確認できる。

(45) 『高麗史』卷七十四、選舉志、科目、升補試、忠烈王十二年條

取鄉貢進士權傑等二十九人。

なお升補試の後身である生員試は、朝鮮國初には高麗と同様に科舉試(文科)の後に行われており、太祖五年(一三九六)六月の生員試には公州郷貢の朴舜がこれに赴試して不合格となっている(『太祖實錄』五年六月丁亥朔條)。この朴舜もやはり文科郷試に合格して上京し、會試に落第した後に改めて生員試に赴いているのであろう。

(46) 『石灘集』附録の文科及第榜目に見える國學齋生は次の通り。

服膺齋生申仁甫、年三十七、本鷄州。

父令同正弘、祖令同正守、曾祖令同正留安、外祖戸長朴杉、本蔚州。

經德齋生文益漸、年三十、本江城。

父及第叔宣、祖奉翊大夫・三司右使・文翰學士・致仕允恪、曾祖檢(校軍)、器監克儉、外祖令同正趙珍柱、本威安。

このうち申仁甫の四祖は下級品官(令同正)と郷吏(戸長)によって占められており、文益漸の四祖も祖父以外は下級品官(及第・檢校軍器監・令同正)によって占められてい

る。

(47) 元朝の仁宗・皇慶二年十一月に頒布された有名な科擧の詔には「擧人宜以德行為首。試藝則以經術爲先、詞章次之。浮華過實、朕所不取」(『元史』卷八十一、選擧志、科目)とあり、元朝の科擧試では詩學(詞章)よりも經學(經術)を重視した。その際、經書の解釋には朱子の學說が正式に採用されている。このことは高麗國內における科擧制度とも連動して、學問のあり方を詩學から經學へと切り替えて行くための重要な動機づけのひとつとなった。

(48) 『高麗史』卷七十三、選擧志、科目、忠肅王七年六月條

李齊賢・朴孝修、典擧、革詩賦、用策問。

同右、恭愍王十一年條

洪彥博・柳淑掌試、復用詩賦。

同右、恭愍王十八年條

始用元朝鄉試・會試・殿試之制、定爲常式。

同右、辛禩二年五月條

政堂文學洪仲宣、革林樸所建對策取士之法、復以詩賦取士、罷鄉試・會試・殿試。議者非之。

同右、辛禩十二年五月條

李穡知貢擧、復用策問、嚴立禁防、擧子年未滿二十、不許赴擧。

(49) 『太祖實錄』四年十二月丙申條

禮曹詳定科擧式、始以講經書爲初場、罷進士爲生員試。上從之。

『世宗實錄』十七年九月乙未條

謹按『經濟元典』、「式年科擧、必須通五經者、乃許赴試、宜令成均館、分四書五經齋、增廣生徒、敦加講勸、……至于午卯酉年、成均館報禮曹、禮曹啓聞、令成均館・漢城府、外方各道監司、將上項通四書五經者、以前定額數試取。四書各講一章、五經各講一章、爲初場。表論古賦中出三題、爲中場。經史時務中出策問、爲終場。通考第其高下、其中者、許令入赴會試、試取如前例、取三十三人、赴殿試、更試策問一道、第其高下。其通四書五經而二學不中者、程文雖不中律、亦許入格。」

『世宗實錄』二十三年七月乙卯條

臣等謹按『經濟六典』、洪武二十八年(太祖四年、一三五)十二月日禮曹受判內、節該、「式年科擧、必須通五經者、乃許赴試、宜令成均館、分四書五經齋、增廣生徒、敦加講勸、……」(以下ほぼ同文)。

なお、これより先、『太祖實錄』元年七月丁未條の教書にも「一、文武兩科、不可偏廢、内而國學、外而鄉校、增置生徒、敦加講勸、養育人才、其科擧之法、本以爲國取人、其稱座主門生、以公擧爲私恩、甚非立法之意、今後、内而成均正錄所、外而各道按廉使、擇其在學經明行修者、開具年貫三代及所通經書、登于成均館長貳所、試講所通經書、自四書五經通鑑已上通者、以其通經多少、見理精粗、第其高下、爲第一場、入格者、送于禮曹、禮曹試表章古賦、爲中場、試策問、爲終場、通三場相考、入格者三十三人、送于吏曹、量才擢用。監試革去。其講武之法、主掌訓練觀、以時講習武經七書及射御之藝、以其通經多少、藝能精粗、第其高下、入格者三

十三人、依文科例、給出身牌、以名送于兵曹、以備擢用」との一款が見えているが、この科舉式は實際には施行されてい
ない。

(50) 從來東堂第一場に行われていた經議の試験は一種の論述問題であるが、その出題内容は問々定型化していたために受験生は専ら模範解答集の暗記にのみ頼っていた。このため筆記解答(製述)をやめて經書の本文を朗讀(講經)させ、その朗讀の調子によって内容の理解度を判定することにしたのである。

(51) 卷七十四、選舉志、科目、升補試

升補試、卽生員試。毅宗元年、始置、試以詩賦・經義。

取任裕公等五十五人。

(52) 『太祖實錄』五年五月壬戌條

禮曹申。請生員試、自今試疑義各一道、取一百人、依前朝進士例、策前放榜、三日成行、以勸後生向學之心、其實生、令成均正錄所、講四書業經、方許記名赴試。上許之。

(53) 右註(52)、參照。

(54) 『世宗實錄』十三年三月乙亥條

中部教授官鄭宗本上言。……前朝之季、赴生員試者、僅百有餘人、而其不中者、或十有餘人、或五六人、或二三人、則不中者、不滿百分之二矣。然而猶且如此者、所以愛其爲學之志而要成人材也。姑以臣所見言之。臣辛巳年、幸中生員試、其時赴試之士、僅五百餘人、先進之士、皆云、人材之盛、比前朝、不啻倍蓰、戊子年以後、

取士之際、人材倍出、足千餘人、有司眩於試取、其後立生員鄉試之法、自癸卯・丙午・己酉年間、人材益盛、赴漢城試者、或千餘人、或千數百人、慶尙道赴鄉試者、臣雖不親見、人皆云、亦不下千餘人、以此較諸道之士、則幾至四五千、然而充鄉・漢城試者、但五百餘人、中生員試者、纔一百人、何獨約其數、如此之小乎。

(55) 『太宗實錄』十四年正月乙未條

始行生員漢城試・鄉試之法。用全州教授官鄭坤之言也。先是、權遇爲大司成、嘗建此議、河審深以爲然。至是乃行之、依科舉額數、加二倍。

(56) 『太宗實錄』三年三月庚辰條

司諫院進時務策數條。從之。疏略曰、……一、……國家因兩京遷徙、廢學于十年、及殿下踐祚、卽命攸司、修葺學宮、聚養生徒、可謂知明人倫之本矣。然而入學生員、未滿數十、教之之術、未得其當。其與州縣之學異者、幾何。……

(57) 『太宗實錄』十七年閏五月己巳條

先是、京中豪勢子弟、幸中生員試、居館未幾、懼其居處飲食之未適其意、因父兄之蔭、皆欲從仕。其在外方者、或聚或散。間有志學之士、皆鄉曲寒生、恆居於館、往往得風濕之疾。故人多厭之、其居館者、常不滿三四十。……

(58) 『太宗實錄』十七年閏五月己巳條

禮曹上科舉之法。……一、赴試生員、考其居館圓點、滿三百者、許赴館試及鄉

試。

一、諸道赴鄉試者、所居官守令、具年甲・本貫・所通經書（生員則須考成均館圓點明文、滿三百者）、報都觀察使、移文都會所、方許赴試。

() 内は本来本文ではなく雙行注であったのではないかと思う。この圓點の法の立法の趣旨について、『世宗實錄』即位年十二月戊子條には「上問曰、科舉圓點之法、何以設乎。卞季良・許稠等、對曰、生員食學廩兩時者、爲圓點、生員不樂居齋、故立此法、滿三百點、然後許令赴試」と見えてゐる。なお念のために申し添えておくと、郷試に赴くためには必ずしも生員である必要はなく、生員でなければ郷試に赴くことができなかつたと考へるのは誤解である。

(59) 『世宗實錄』四年十二月戊子條に「全羅道觀察使啓、有老病父母生員等、爲本郷學長、教訓生徒、兼侍親病、今以無圓點、未得赴試、其情可矜、勿論圓點、請令赴試。從之」とあり、また同月乙未條に「禮曹啓、生員考圓點、滿三百者、許令赴試、誠勸學之美意也、然其父母年過八旬、及七旬以上久病臥床、則爲子者、暫不離側、奚暇居館、願自今、衆所共知、老病之子、不計圓點、許令赴試。從之」とある。

(60) 居館圓點の法の成立後も依然として生員階層が國學への就學を忌避したことについて、例えば『世宗實錄』五年十一月丙戌條には「右司諫朴冠等上疏言……一、成均、風化之源、人才所出、國家擇立師儒、優其供廩、養育之道、可謂備矣。然而生員之輩、不體聖上右文之意、皆托私故、退處其第、當時留館者、不滿數十。國學虛疎、一至於此、誠不可不

慮。伏望殿下、亟令有司、徵諸中外生員、皆就於學、且生員出身、前銜參外、及前銜教導、亦令就學、皆赴館試、不許漢城試、如有托故、不即赴學者、試年停舉、情狀尤甚者、繩之以法、守令不用心督送者、令監司考覈。且生員而年富者、亦謀得教導、既得之後、便怠其業、及其作散、亦不赴學。自今年未滿四十者、不許教導之任、以杜僥倖、以興文教」とあり、また『世宗實錄』七年二月甲寅條には「司憲府啓、竊觀、成均館居齋生員之數、不滿四十、因考各年選取生員名數、纔一百三十餘人、國家養育人材之法、至矣。而居齋讀書者、如此其少」とある。

(61) 太祖二年（一三九三）六月、五年（一三九六）六月、定宗元年（一三九九）五月の生員試はそれぞれ文科放榜の後に行われているが、それ以後の生員試はすべて文科施行の前に行われている。

(62) 『世宗實錄』二十四年八月辛卯條に、「成均館啓、親試時、不考圓點多少、俱令定限赴試、因此、閑遊廢學者、當親試逼期、則爭先赴學、已過則輒散四方、有違勸學之意。請自今式年後、次年別試、則生員・進士及升補・承蔭・寄齋、滿圓點一百者、私糧寄齋、滿三十點者、許令赴試。又次年別試、則點數加一倍。其圓點已滿者、雖不及限日、限前二十日內、已赴學者、并許赴試。下議政府議之」とあり、生員・進士の就學日数は一年に一百日、三年で三百日が一つの目安となっていたことがわかる。『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、睿宗五年九月條に、「……屬國子監三年、仕滿三百日者、各業監試、許赴」とあるのも、これと同じように在籍三

年間で就學三百日ということであるが、この居館圓點の法の精神を先取りした内容が、果たして睿宗五年當時に規定されたその通りの内容であるかどうか。私にはむしろ「判」一般の性格として、後代の規定が逆上つて書き込まれたものにか過ぎないようにも思われる。

(63) 『太宗實錄』五年三月丁未條に「加漢城試額數爲三十、旣而罷之。初、成均館上書、前朝開城試、只取從仕員、故額數只二十、近年以來、非惟從仕員、至於新生員、及京居幼學等、皆赴漢城試、其額數尙循舊制、不無遺材之歎、願依館試例、取三十人。允之。憲司以鄉館試額數、行之已久、成均館擅加十人、越次申請、論罷之」とあり、また同實錄八年二月庚子條に「命增漢城試額數爲三十。禮曹上言、東堂漢城試額數、舊止二十人、今從仕人員、及新生員赴試者、倍舊。乞依成均館試例、以三十人爲額。從之」とある。

(64) 『太宗實錄』十四年二月甲寅條には「放生員試榜、禮曹・成均館、取趙瑞康等一百人」とあり、同年三月庚午條には「命監春秋館事南在、同知春秋館事下季良、藝文館提學金汝知、掌會試、取新生員趙瑞康等三十三人」とある。

(65) 『世宗實錄』十三年三月乙亥條
 中部教授官鄭宗本上言。今國家、内而成均・四部、外而州府郡縣、莫不有學、人材之盛、濟濟誦誦、誠千載一盛際也。然而取士之道、或有未備、臣竊恨焉。前朝之季、紀綱頽廢、學校陵夷、猶且取進士一百、生員百有餘人、教養人材、故紀綱陵夷、而人材之出、比比有之。況盛朝右文興學之時、人材之盛、蔚然有餘裕矣。何獨減取士之

路、但取生員一百、以抑多士興學之志乎。此臣所以不得
 不言也。前朝之季、赴生員試者、僅百有餘人、而其不中者、或十有餘人、或五六人、或二三人、則不中者、不滿百分之一二矣。然而猶且如此者、所以愛其爲學之志而要成人材也。姑以臣所見言之。臣辛巳年、幸中生員試、其時赴試之士、僅五百餘人、先進之士、皆云、人材之盛、比前朝、不啻倍蓰、戊子年以後、取士之際、人材倍出、足千餘人、有司眩於試取、其後立生員鄉試之法、自癸卯・丙午・己酉年間、人材益盛、赴漢城試者、或千餘人、或千數百人、慶尙道赴鄉試者、臣雖不親見、人皆云、亦不下千餘人、以此較諸道之士、則幾至四五千、然而充鄉・漢城試者、但五百餘人、中生員試者、纔一百人、何獨約其數、如此之小乎。夫中文科者、將受官職、不可不重其選、約其數、宜矣。若中生員試者、其於甲士・別侍衛・兩宮錄事・內侍・茶房、布列衆官、何地不充、何獨比諸文科、特重其選、約爲一百、摧折多士興學之志乎、抑不中生員試、而其年登第者、或出數人、則其不中者、非盡摧頽無用之人、特以百人之數有限故也。此其數少之弊也。且生員倍數、而國學難養、則可已矣。每式年取士之後、生員額數不充、稱升補寄齋、別取五六十人、以充國學、並與生員養育、則非難於糜費之弊、亦可見矣。……詩賦之作、雖曰詞章、國家春秋等賦詩之法不廢、亦不可不預養也。依前朝進士之例、亦設詩賦科一百人、增廣生員四百人、則野無遺逸之材、國有利器之用、公道幸甚。……伏惟殿下、恕其狂僭。命留之。

(66)

『世宗實錄』十年閏四月戊戌條

成均司成鄭坤上書曰。國家於成均之外、又設四部、而置教授・訓導、州府郡縣、亦置教官、俾訓誨之、中外子弟之赴學者、其麗不億也、然取士之額、文科之外、只生員百人而已、中者僅百之一、故在鄉校而年滿四五十者尚多。向學之心、因以怠惰、舍而從他技者、亦多有之。前朝取士之法、在文科之前者、曰監試、試以詩賦、號曰進士、在文科之後者、曰升補試、試以疑義、號曰大賢、厥後、以生員試代升補試、而監試亦行焉。今學生甚多、而取士之途未廣、願復設進士試、試以賦表、以振多士之氣。……命下禮曹、與政府諸曹同議、僉曰。今生員試、已依前朝進士例行之、且一年之內、並行及第・生員・進士三試、大煩、請依『元典』。……從之。

(67)

『世宗實錄』二十年三月己酉條に、「藝文大提學趙末生上

言曰、臣子進士瑾、中文科漢城試、月二十一日、爲緣錄名、到成均正錄所、藝文館主之、漢城・忠清兩試生、以次錄名、瑾終日立待、以議犯罪、不呼其名、至二十三日、乃錄其名。藝文館、一國詞林之長、以下官、妄議犯罪、累及於子、欺慢長官、臣以何顏、同處一廳、相爲上下之禮乎。伏望免臣職事。上不允。……」とあり、趙末生の息子の趙瑾は、進士試に合格した後直ちに文科の漢城試に赴いていることが確認できる。進士試はこの年、世宗二十年に創設されたばかりであるから、趙瑾はいわゆる新進士を以て直ちに文科に赴學しているのであって、その彼にとって進士試は國學に入學するための試験ではなく、單に文科漢城試の前に受験する豫備試験

といった程度の意識しかなかったであろう。

(68)

生員・進士の就學忌避を傳える史料は枚舉に暇がない。例

えば『世祖實錄』五年十月癸酉條には「禮曹啓、成均館、教養人材、風化之地、近年以來、生員・進士等、全不居館、因緣請托、或入成衆官、或差諸邑學長、或詐稱親老病、冒受文憑、雖未滿圓點、安然赴試、非特國學虛疎、猥濫莫甚」とあり、同年十一月丁亥條には「禮曹啓、成均館常養生員・進士、元額二百、而每不滿額、故選四學儒生升補、尙未滿百、國學虛疎」とある。

主要參考文獻

『李朝生員進士試의 研究』宋俊浩著（一九七〇年、ソウル、大韓民國國會圖書館）

『科擧』歴史學會編（一九八一年、ソウル、一潮閣）

『高麗科擧制度史研究』許興植著（一九八一年、ソウル、一潮閣）

『韓國中世教育制度史研究』閔丙河著（一九九二年、ソウル、成均館大學校出版部）

『高麗朝鮮兩朝の科擧制度』李成茂著、張璉瑰譯（一九九三年、北京、北京大學出版社）

* * *

池内宏「高麗朝の學藝」『滿鮮史研究』近世篇所輯、朝鮮の文化、下篇、一九七二年、東京、中央公論美術出版）

周藤吉之「高麗初期の科擧制と宰相との關係―宋の科擧制との關連において―」『高麗朝官僚制の研究』第三章、一九

八〇年、東京、法政大學出版社)

柳洪烈「麗末鮮初の私學」(『靑丘學叢』第二四號、一九三六年、京城、靑丘學會)

柳洪烈「朝鮮に於ける書院の成立」上・下(『靑丘學叢』第二九・第三〇號、一九三七・三九年、京城、靑丘學會)

李光麟「鮮初の 四部學堂」(『歴史學報』第一六輯、一九六一年、ソウル、歴史學會)

李成茂「鮮初の 成均館研究」(『歴史學報』第三五・三六合輯、一九六七年、ソウル、歴史學會)

申夷鎬「李朝初朝の 成均館の 整備と 實態」(『大東文化研究』第六・七輯、一九七〇年、ソウル、成均館大學校大東文化研究院)

曹佐鎬「李朝式年文科考」上・下(『大東文化研究』第一〇・第一一輯、一九七五・七六年、ソウル、成均館大學校大東文化研究院)

柳浩錫「高麗時代の 國子監試에 대한 再檢討」(『歴史學報』第一〇三輯、一九八四年、ソウル、歴史學會)

柳浩錫「高麗時代 進士の 概念에 대한 檢討」(『歴史學報』第一二二輯、一九八九年、ソウル、歴史學會)

追補一

朝鮮朝における進士試の成立を、本稿では生員試験の増廣と

して捉え、その背景に生員身分の獲得を欲求する兩班子弟の間の、いわば階層輿論による壓力とでもいったものを指摘しておいたわけであるが、もとより進士試の考試内容が生員試のそれとは異なる以上、これを學的志向の問題として、つまりは詩學と經學との對立として捉えておかなければならないことも勿論である。

追補二

朝鮮朝では高麗・恭愍王十六年(一三六七)の制度に倣って成均館に四書五經の九齋を置き、大學齋から始めて論語齋・孟子齋・中庸齋・禮記齋・春秋齋・詩齋・書齋・易齋へと順次升齋していく制度になっていたが、その實效の程は疑わしい。事實世宗朝の文臣河稱も言っているように、國學における分齋讀書の制度は實際には未だ曾て舉行されたことがなかった(『世宗實錄』十七年九月乙未條)のであって、曲がりなりにもこれが初めて實行に移されたのは、ようやく世祖六年(一四六〇)九月に至ってのことであった(『世祖實錄』六年九月庚寅條)。しかし九齋に分屬しての窮屈極まる寄宿生活は例によって驕慢な兩班子弟には評判が悪く、世祖十一年(一四六五)七月には齋生の夜直の義務を解除して自宅からの通學を許可してしまつたため、以後國學の學舎は學生がかりそめに入出入りするだけの旅館のような存在と化してしまつたといわれている(『世祖實錄』十二年七月己未條)。

A STUDY OF THE CHANGES IN THE EVOLUTION OF THE CONCEPT OF CHINSA IN PRE-MODERNS KOREA

YAGI Takeshi

The title of 'chinsa', as well as the title of 'saengwŏn', are used to refer to the students of Sŏnggyungwan, the National Academy of the Chosŏn Dynasty. The title 'chinsa' referred to a successful candidate of the entrance examination on the subject of the poetry, and the title of 'saengwŏn' referred to successful candidates of the entrance examination on the subject of the Confucian scriptures. However, the question remains as to why the title of 'chinsa', which was that awarded to successful candidates of the civil service examination in China, should be awarded to those who passed the entrance examination for the National Academy in Korea. This paper will attempt to answer this question.

First, the original meaning of the term 'chinsa' is explained. Second, the reason why this concept changed to become a title of students at the National Academy will be made clear. Third, the original system of the entrance examination will be explained. Finally, the process wherein the entrance examination for the title of 'chinsa' was established, in addition to that of 'saengwŏn', will be described.

This paper attempts to make clear the complicated relationship between the civil service examination and the entrance examination of the Korean National Academy. This paper concludes that the concept of 'chinsa' changed along with the changes in relations between these two sets of examinations.